

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-93
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
www.mito.ne.jp/~iba-kou/

応募状況を無視した県教委の「高校再編整備計画」

応募者増加のなかで廃校決定

茨城県教育委員会は、5月25日の定例会議で、太田第二高校里美分校と小川高校を2011年度に募集停止とし（2013年3月廃校）、常北高校を2013年4月から水戸桜の牧高校の分校とすることを決定した。

茨城県教育委員会は、生徒の欠員状況を把握するため、統廃合計画発表を5月末に延期するとしていたが、昨年度末の高校入試の二次募集において小川高校で12人の募集定員に対し27人が応募したことをあえて無視して廃校を決定した。鹿島鉄道の廃止や路線バスの減少など、交通事情の悪化する小川地区や里美地区の高校を廃止すれば、今後さらに多くの中学卒業生が高校進学をあきらめることになるだろう。

「入試状況はこれまでとほぼ同じ」と県教委

廃校発表に先立つ5月21日、茨高教組は高校教育課高校教育改革推進室と交渉をおこない、「前期計画(2011-13年度)」期間中の統廃合をおこなわないよう要求した。

県教委は「今後10年間で約

4000人の中学校卒業生が減少するので、統廃合が必要」との態度をとっているが、中学校卒業生数の減少は2017年度以降であり、それまでは横ばいである。また、地域間格差があり、半減する地域もあれば増加する地域もある。現状を丁寧に見ていく必要があるが、県教委はドンブリ勘定で統廃合を決めているようだ。

茨高教組は県教育委員会に対し、昨年度末の入試で高校に入学できなかった生徒数を明らかにするよう求めた。しかし、高校教育改革推進室の横田室長補佐は「入試状況はこれまでとほぼ同じ」「高校に進学できなかった生徒の数は、学校基本調査の集計結果が出ていないので、今は分からない」「高校に進学できなかった生徒が何をしているかは調べようがない」と、回答した。これまでの無計画な高校統廃合と学級減のために、特に県南県西地区で高校に入学できない中学校卒業生が多数出ているものと思われるが、県教委は現状を把握していないのである。

昨年度末の高校入試の現状

昨年度末の高校入試における1次試験の倍率は平均1.15倍であった。例年は1.05前後である。

一挙に上昇したのである。

2次試験では、全県平均は0.75倍であった。県央、県北地区が0.51倍、県東地区が0.52倍であるが、いっぽう県南・県西地区は1.25倍と高倍率になっている。定時制の平均は0.57倍であるが、龍ヶ崎一高定時制は18人オーバーの1.90倍となった。

県南・県西地区の高校の2次試験で不合格になった受験生が多数出ている。県北や県東地区に定員割れした高校があっても、県南・県西の中学卒業生には通学不可能である。多くの中学卒業生には、進学できる県立高校がないのだ。

教育行政の責任放棄は許されず

受験倍率を全県平均だけを見て、地域ごとの実情を一切無視し、「入試状況はこれまでとほぼ同じ」とする県教委の対応は容認できない。

簡単な統計値すら無視して、廃校を強行する県教委の姿勢は、教育行政機関としての責任を放棄したものであり、到底許されない。

茨高教組は5月21日の交渉の最後に、廃校計画発表後も交渉を継続する旨主張し、県教委は交渉継続を約束した。

県立こども福祉医療センター—民営化の問題点

障害児福祉医療切り捨てを提言

2010年2月、「県立こども福祉医療センター整備検討委員会」は検討結果を知事に提出した(www.pref.ibaraki.jp/news/2010_02/20100223_01/index.html)。要点は以下のとおり。

- ① 県立こども福祉医療センターを民設民営化する。
- ② 県立水戸養護学校の隣接地から7km離れた「桜の郷」の健康生きがい施設用地に移す。
- ③ 重症心身障害児施設と併せて一体的に整備・運営して、「効率化」を図る。

唐突な民営化提言

「報告書」が指摘するように、

県立こども福祉医療センターは、施設の老朽化、入所児減少、外来診療・訓練ニーズの増加、障害の重度化多様化などが緊急の課題となっている。

2001年の時点で、「県立身体障害施設整備委員会」は、「民間運営は医療スタッフの確保、児童の就学機会の確保等、条件整備点で難しい面がある」ので、「脳性まひなど入所需要に応じて……医療と福祉を一体的に行う県立施設として存続が必要」としていた。2006年の「こども福祉医療センターあり方検討委員会」は、「県内唯一の肢体不自由施設として機能強化」の必要を提案していた。しかしながら、県は予算状況を理由に整備を怠ってきた。

今回の「報告書」は、民営化

のメリットとして「現場のニーズに即した意思決定可能」「政策的に必要な事業の存続の担保が可能」などを挙げている。しかし、県行政が責任をもって取り組むべき事項について、安易に民営化を提言するものと言わざるをえない。

また「肢体不自由児施設と重症心身障害児施設を合わせて整備すれば効率化が可能」を挙げているが、すでに現在のこどもセンターが実質的にその機能を果たしており、その強化が望まれている。

民営では医師確保は困難

「報告書」は、民営化に際しては「医師確保がポイント」として、その難しさに言及している。

多様かつ重度の障害児の治療・訓練は、採算性にとらわれず継続して丁寧におこなう必要がある。大病院でさえ小児科医が不足しているとき、福祉医療事業を民間に丸投げして、専任の医師を恒常的に確保するのは極めて困難である。

橋本知事は県議会答弁で、「事業者となる民間法人の医師を有効活用する」「本人の希望や民間法人の要望によっては、現在のこどもセンターの医師に民間へ移籍してもらう」「県職員のまま派遣する」と述べた。

現在の「こどもセンター」の医師を民間に移籍するなど到底不可能である。

(つづく)

県立こども福祉医療センターとは

県立こども福祉医療センターは水戸市吉沢町にあり、隣接して県立水戸養護学校(肢体不自由児教育中心)が設置されている。県内唯一の県立肢体不自由児医療施設で、約50年の歴史を持つ。

入所治療中の子どもたちは水戸養護学校の分教室(元は分校)で学んでいる。水戸養護学校児童生徒の約7割が、ここで治療訓練を受ける。障害児専門医療機関の中核として、県内のさまざまな障害をもつ子どもたちの治療と訓練に大きな役割を果たしている。最近注目されている県内各校の発達障害児に関わる医療・診断のセンターとしても、大きな役割を担ってきた。

医師は小児科と整形外科が専門で定員6名、ほかに90名を超す職員が働いている。「肢体不自由児」の障害内容も多様化・重度化している。「肢体不自由」であっても通学可能という障害児が増え、脳性マヒなど重い障害をもつ入所児童生徒の割合も高くなっている。

施設の老朽化が進んでいるが、県財政事情を理由に補修が行われていない。くりかえし、設備施設の充実と医療体制の強化が要望されてきた。

6年制中等教育学校は必要か(つづき) — 総和高校分会から

高等学校普通科の多様化

高等学校において、1960年代後半から職業科に続いて、普通科においても「多様化」が積極的に推進されました。茨城県で理数科がつけられたのは1969年のことです(古河三高など)。その後、国際科、あるいは、小学科に代わって普通科のコース制がつけられました(中央高校など)。競争と効率というむき出しの資本の論理が教育の中に持ち込まれました。企業は労働力という商品を買いつけ、それを使って商品生産をし、利潤を追求しますから、自らが将来購入することになる労働力の育成にはなみなならぬ関心があり、利潤追求のために必要なだけできるだけ良いものを安く買いたたために、教育の中にも競争と効率という論理をもちこみます。

1985年6月、臨時教育審議会は第一次答申において、六年制中等教育学校の設置を提起しました。これこそ、競争と効率の集大成といえるものです。

政府は、「審議会」という諮問機関をつくり、財界の意見を政策に反映させます。1963年、経済審議会は、人的能力開発答申で3%から5%のハイタレント要請を説きましたが、早くから子供達を競争させ、選別して「この子供はどこに使うか」を見極め、どの子に金をかけ、どの子に金をかけないかを選別しろということです。競争と効率を、教育という本来それとは最も縁遠いはずのところへ、強引に持ち込んだ理由はここにあります。

1992年実施の学習指導要領では、小学校2年生の漢字学習量を親の世代の2倍の80字とし、かけ算の九九の学習期間を、9か月から3か

月に短縮しました。出来る子を早期に発見し、囲い込もうというわけです。その一方で十分時間をかければ、落ちこぼされなくてもすんだ子供達を落ちこぼしたのです。「選択の自由」という名で、学区を拡大、高等学校の学校間格差を一層拡大し、学校間格差に応じて予算配分(特に人件費)がなされました。さらに、無学年制の単位制の導入は、学問の体系的性と生徒の発達段階を無視して効率のみを追求するカリキュラム編成を可能にしたのです。

受験目的だけの学校生活でいいのか

六年制中等教育学校は、一段と効率を追求するため、中学校と高等学校の枠をとりはらい、受験学習の効率を高めようとしています。六年制中等教育学校の第一の問題点は、受験競争の低年齢化が進むということでしょう。入試のできる私学は無論、入試を課すことのない公立であっても小学生のうちから受験を意識しなければなりません。

公立校では、私学ほどの難しさはないが、入試にかわる「適性検査」を実施しているとのこと(5月11日、朝日新聞)。また、入試がなくても入試に代わる基準にしばられることとなります。中等教育学校設置のねらいは、中学から高校に進学する時に、受験競争にさらされずゆとりをもって学校生活を送ることができる(97年6月、中教審第二次答申)というものでしたが、中等教育学校を全部の学校に導入するのではなく、「選択的」に導入するために受験競争が15歳から12歳に「移動」するだけになってしまうのです。

受験学力も大事でしょうが、もっと大事なのは、人間としての成長で

はないでしょうか。他者とのコミュニケーションの作り方、自分で判断し、自分の意見を表明し、討論を通じて、他者と同じところ、違うところを確認し、他者を理解する力を身につけることなどが、学校教育の本来の目的だろうと思われるのです。そのような力は受験学力をつけることで自動的に身につくとは思えないのです。

理数科や国際科の失敗

茨城県では、理数科に続き、国際科や普通科のコース制などもつくられました。古河三高と土浦一高の理数科は同じ時期に廃科となり、最後まで残った緑岡高校の理数科も廃止されることになりました。国際科は日立二高で学科改編でなくなり、竹園高校は「くくり募集」でやっと命脈を保っている状況です、これらの小学科は、今度総和高校の跡地につくられる新校の目玉となる科学教育と国際教育をしていたところ(5月)です。なぜ、廃科や学科数の減少となっているのか、茨城県教育委員会はきちんと総括しなければなりません。

小学科の弱点は、15歳という年齢で自分の進路を決定しなければならないことです。自分の志望を途中で変更しようとした時それが不可能なこと(5月)です。中学、高校という時代は、自己の人生をどう切り開くか最も悩む時代です。文系にしようか、理系にするか、あるいはどんな職業につくか、途中で悩んだ時に変更がきかないところに行くか、変更のきくところに行くか、どちらを選ぶかといえば、変更のきく方でしょう。大人の目論みだけで「早く進路を決定し、目標にむかえ」といっても、進路を決定する主体は子供達であり、進路をきり拓くのは子供たちな

のです。

そうした小学科のもつ弱点と同様の弱点を、六年制中等教育学校も持っています。それは中学校に入学してしまえば退学しないかぎり、他の高校に進学できないということです。子供の発達に応じて教育条件をととのえるという発想ではなく、まさに「大人の都合」でしかないのです。

人間の発達は一直線ではありません。曲折をへて成長するのであって、その時に子供達が対応できる教育条件をつくってやるのが求められているのです。そうした観点からして、六年制中等教育学校は教育的ではありません。教育の多様化というのは大人達の(政府や産業界の)論理にもとづく振り分けなのであって、子供達の発達に即して行われたわけではないのです。

「進学実績」のない学校になぜ

「六年制中等学校の件、今日の新聞に大きく載っていますね。総和高校に決まったとのこと……。私もSIさんと同じことを考えていたので、とても残念です。中学受験を考えずに地元の中学にしようと思いましたが、急ぎょ中学で他県に出る方向へ動こうと思います。我が家のような家庭が少なからずあるのでは」

これは、落合古河市議会議員のブログ記事(2010.1.22)です。六年制中等教育学校が古河三高ではなく、総和高校になってしまって、残念なことなのですが、その理由は進学実績のある古河三高ならば、期待が持てるが、総和高校では進学実績がないので(少し心は動いたが)、やはり東京方面に行かせようということのようです。

関東近県の六年制中等教育学校は、ほとんどとっていいほど、「超進学校」ですが、もともとかなりの進学実績のある学校を、六年制中等教育学校に移行させたものです。茨

城でも、六年制中等教育学校をつくらうとすれば、並木高校とか、あるいは、(とりやめになった)緑岡高校のように進学実績のある学校を移行させるのが、一般的でした。

県教委がいったんは六年制中等教育学校に移行させようとした緑岡高校をとりやめにしたのは、「智学館」という私学が六年制中等教育学校を設立したため(4月19日改革推進室長)です。そういうことならば、他県ですが、古河市の隣町(旧埼玉県北川辺町)に来春「開智学園」が六年制中等教育学校を開校します。

開智学園は、本部をさいたま市におき、かなりの進学実績のある学校を経営しています。総和高校もとりやめにする条件ができているといえるでしょう。しかし、県教委は「計画は変えない」としています(5月21日、県教委交渉)。

中学校教育を二本立てにする

六年制中等教育学校は、1971年の中教審答申においてはじめて提案され、1985年の臨教審答申を経て、1997年に学校教育法の改正で設置が可能になったものです。

現在の中等教育を6・3制と6・6制に分け、一方は従来通り学区を指定し地元の中学校に通学させる者と、学区の指定がなく、中高一貫の6・6制の中等学校に分けるものです。中等教育学校の方には、学力の高い子供達を集めて、手厚くエリート教育を実施したいからです。県教委の説明によれば、前期課程で2人、後期課程で4人教員の定数が多い(5月21日県教委交渉)。

六年制中等教育学校は受験競争の低年齢化をもたらしただけでなく(5月11日の朝日新聞によれば全国各地の学校の入試倍率は4倍から11倍になっている)、同じ義務教育の中に経費上の差別をもちこんでいます。

そして、最も問題だと思われるの

は、二つの種類のちがう学校が、中学校という義務教育の中に持ち込まれることによって、中学校の中に「学校間格差」が持ちこまれることです。「学校間格差」が持ちこまれば学校がどうなるのかについては多くの説明を要しないでしょう。

たまたまでしょうが、現在の総和高校の周辺には、二つの中学校が存在しています。新校が出来れば、わずか1km四方に三つの中学校が存在することになります。この三つの学校が、サバイバル競争をくりひろげることになるのでしょうか。

戦後の高校は高校三原則(小学区制、男女共学制、総合制)をもって出発しました。すなわち一学区一校制(現在の小学校と同じ)にして均等に生徒を入学させ、複数の学科を設置して、普通科に入学した者が、30単位とれば、商業科の卒業生となり、その逆も可能でした。今の総合学科とちがいで学年制があり、生徒の発達段階に応じて体系的にカリキュラムが組んであった。総合制は学科の併置という形であった。昭和24年当時、公立高校1805校中785校で実施されました。

高校三原則は、1951年早くもくずされ始めました。1951年「政令改正諮問委員会」の「教育制度に関する答申」の中に「高校では総合制高校を分解し、普通課程と職業課程に分離して、学区制を廃止する」とあります。高校三原則にたかえることが、「過度の競争の教育」(ユネスコ)と指摘される受験競争と、生徒の不本意入学による中退者をなくす方法です。

また、学級規模を縮小し、一学級20人位の学級規模にすることが、学力全体の底上げになるのです。生徒減少というチャンスはそのようなことに使われる必要があるのです。生徒減少で競争が緩和することを恐れて、さらに新たな競争の方法をみ出し、それを実施すべきではありません。(おわり)